

～申請に必要な事業計画書等の作成方法をアドバイスします～

小規模事業者持続化補助金

(一般型・9/20 締切分)個別相談会のご案内

小規模事業者【商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)は従業員5名以下、その他業種(宿泊業・娯楽業含む)は20名以下】が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

【補助上限額】 各枠の概要・補助率については、裏面をご覧ください。

十日町商工会議所では、令和4年9月20日(火)の受付締切に向けて、当補助金の申請に必要な書類の作成方法等に関して、専門家による個別相談会を開催します。ZOOMを用いてのオンライン相談となりますので、自社(自宅)からの参加も可能です。

当補助金の申請をお考えの方、ぜひご利用ください！

○日程:

日時	内容	相談員
①8月19日(金) 10:00～17:00のうち1時間 (12:00～13:00を除く)	個別相談会① ・事業計画策定の相談 ・申請書作成のポイント ほか	(株)コンサルート(神奈川県横浜市) 中小企業診断士 ・平成24年度より十日町市の 専門家派遣事業を担当 ・神奈川県認定支援機関
②9月9日(金) 10:00～17:00のうち1時間 (12:00～13:00を除く)	個別相談会② ・作成した申請書類の添削指導 ほか	

- 会場:当会議所又はご自身の会社、自宅等 ※ZOOMによるオンライン相談
- 定員:両日とも6名ずつ(完全予約制・先着順) ※各相談時間は、1時間以内となります。
- 参加費:無料 ○お申込方法:下部の参加申込書により、当会議所までお申込みください。
- その他:相談時刻や当日の参加方法につきましては後日、担当より連絡させていただきます。
- お問い合わせ先:十日町商工会議所 ☎757-5111

当補助金の詳細(公募要領、申請様式等)は、日本商工会議所特設ホームページをご確認ください。(URL) <https://r3.jizokukahojokin.info>

切り取らずに、このままお送りください。

十日町商工会議所 行

(FAX 752-6044) ※番号はお間違いの無いようお願いいたします。

「小規模事業者持続化補助金」個別相談会 参加申込書

①8/19(金)のみ参加 ②9/9(金)のみ参加 ③8/19(金)・9/9(金)両日とも参加

≪①～③までのうち、いずれかひとつを○で囲んでください≫

事業所名		業種	
事業所住所	(〒 -)	TEL	
		FAX	
参加者名		相談希望場所	自社(自宅)・商工会議所

※ご記入いただきました情報は、本相談会の運営・情報提供のみに使用させていただきます。

～各枠の概要・補助率等について～

詳細は、本補助金特設HPにアップされている「ガイドブック」「公募要領」「別紙参考資料」等をご確認ください。なお、本補助金は審査があり、不採択になる場合があります。

また、補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は後払いです。

本補助金は経理上、その額の通知を受けた事業年度の収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

通常枠 補助率:2/3 補助上限:50万円

賃金引上げ枠 補助率:2/3 補助上限:200万円

補助事業の終了時点で、事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より+30円以上であること。ただし、この要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金の交付は行われません。なお、すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上を達成している場合は、現在支給している(申請時点において直近1か月で支給している賃金のこと)事業場内最低賃金より+30円以上とする必要があります。

また、「賃金引上げ枠」に取り組む事業者のうち、直近1期または直近1年間の課税所得金額がゼロ以下である事業者(赤字事業者)については、補助率が3/4に引き上がるとともに、政策加点による優先採択が行われます。

卒業枠 補助率:2/3 補助上限:200万円

補助事業の終了時点で、常時使用する従業員の数(HP「別紙参考資料」P2参照)を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大すること。ただし、この要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金の交付は行われません。

後継者支援枠 補助率:2/3 補助上限:200万円

申請時において、「アツギ甲子園」(HP「別紙参考資料」P8参照)のファイナリストになった事業者であること。

創業枠 補助率:2/3 補助上限:200万円

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ過去3か年の間に開業した事業者であること。

インボイス枠 補助率:2/3 補助上限:100万円

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス(適格請求書)発行事業者の登録が確認できた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、補助金の交付は行われません。インボイス制度については、国税庁の特設サイトをご覧ください。

≪補助対象となる経費の活用事例≫

内容によって対象にならない場合がありますので、事前にHP「公募要領」を必ずご確認ください。

- ・機械装置等費…補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
- ・広報費…新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
- ・ウェブサイト関連費…ウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修、運用に係る経費
- ・委託・外注費…店舗改装など自社では実施困難な業務を第3者に依頼(契約必須) など